平成２４年（フ）第３６号
山梨県甲府市中村町６番15号　倉鹿野住宅Ａ
債務者　中野　　明
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４１号
山梨県甲府市南口町５番15号
債務者　桐林　文秋
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２号
沖縄県宮古島市平良字下里820番地４　２Ｆ
債務者　友利　千尋（旧姓砂川・池間）
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２４年（フ）第２１号
長野市大字石渡237番地１　サンセジュール大向201
債務者　髙橋　生美
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６２号
山口県宇部市西宇部北６丁目９番22―201号
債務者　笠野　貴了
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１９号
山口県山陽小野田市大字郡1578番地１　コーポサンクスⅡ101号、従前の住所山口県下関市豊北町大字神田上1331番地１
債務者　大坪　治夫
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１０号
岐阜県美濃加茂市加茂川町２丁目６番11号
債務者　横山　純子
1　決定年月日時　平成24年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第２７０号
三重県津市高茶屋３丁目４番24号、前住所三重県津市戸木町4152番地218
債務者　釘本　文男
1　決定年月日時　平成24年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３６００号
大阪府東大阪市西堤本通東３丁目３番２―102号
債務者　大國　満枝
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８９号
大阪府東大阪市鴻池町２丁目１―29　協栄ハイツ406号、住民票上住所大阪府東大阪市鴻池本町４番13号
債務者　三村香保里
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９９号
大阪市生野区巽南３丁目１番19号　ハイグレードマンション406
債務者　上賀亜希子
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９８号
大阪府守口市大久保町４丁目５番９号　松折方
債務者　荒木佐紀子
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７４６号
大阪市城東区鴫野西５丁目３番１―205号
債務者　東野　秀樹
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８１３号
大阪市西成区津守１丁目２番９号
債務者　下水流純子
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８２３号
大阪市旭区中宮３丁目15番15―302号、事業所所在地大阪市旭区大宮３―７―２
債務者　タナカこと　田中　一生
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０００号
大阪府東大阪市下六万寺町２丁目２番21号
債務者　日髙　清子
1　決定年月日時　平成24年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部